

広島県告示第五百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県広島計量検査場の手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	一般社団法人広島県計量協会
	住 所	広島市南区丹那町四番二二号
委託した年月日 (委託期間)		令和五年四月一日 (令和五年四月一日～ 令和六年三月三十一日)